

第4号議案

2022年度活動方針（案）

昨年度は「特殊勤務手当の一部再支給」「全署、分署の仮眠室の個室化」が実施されました。しかし、労働環境の改善が進む中で住民サービスの向上を目指した学習会、研修の開催や会員間で顔が見える関係となるための福利厚生事業の実施はできていない状況です。

こうなった理由は、コロナ禍の中で各種事業が実施できない状況が続いたためです。現在、新型コロナウイルスは小康状態を保っていますが、オミクロン株の発生に見られるように第6波の発生が懸念されています。

今年度は新型コロナウイルスの動きを考慮したうえで活動方針を提案させていただきます。

労働問題の改善については、昨年度改善された水難隊、山岳事案の特殊勤務手当の再支給に続き救急隊、機関員に特殊勤務手当が再支給されるように松本消防長及び各担当課に依頼し、松阪消防と松消協とが整合性を図った意見を働きかけ、松阪消防と松消協が一丸となって再支給に向け活動を行っていきます。

教養事業についてはコロナ禍で開催が困難な部分がありますが、オンラインでの開催を行いながら住民サービスの向上を目指し実施していきます。

福利厚生事業の充実は、定期的な勤務異動がありコロナ禍で職員間のコミュニケーション不足が懸念されています。こういった事を解消するため、会員の親睦を深められる事業を展開して行きます。